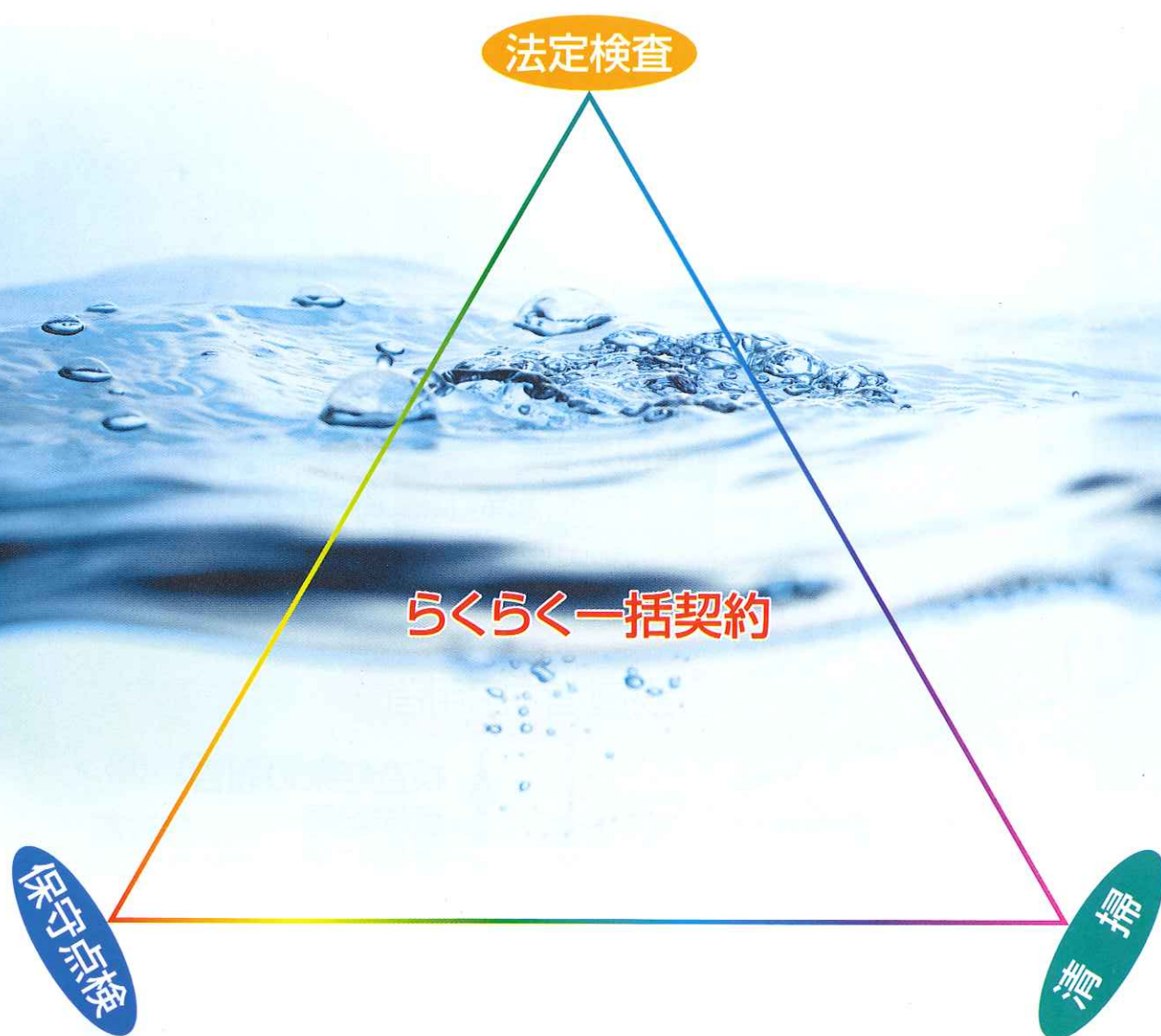


浄化槽維持管理の らくらく一括契約

【ごあんない】



那賀町浄化槽らくらくあんしん協議会

浄化槽維持管理のらくらく一括契約

浄化槽は適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）が行われないと浄化槽の機能が発揮されなくなり、放流水により公共用水域等の汚濁の原因となります。

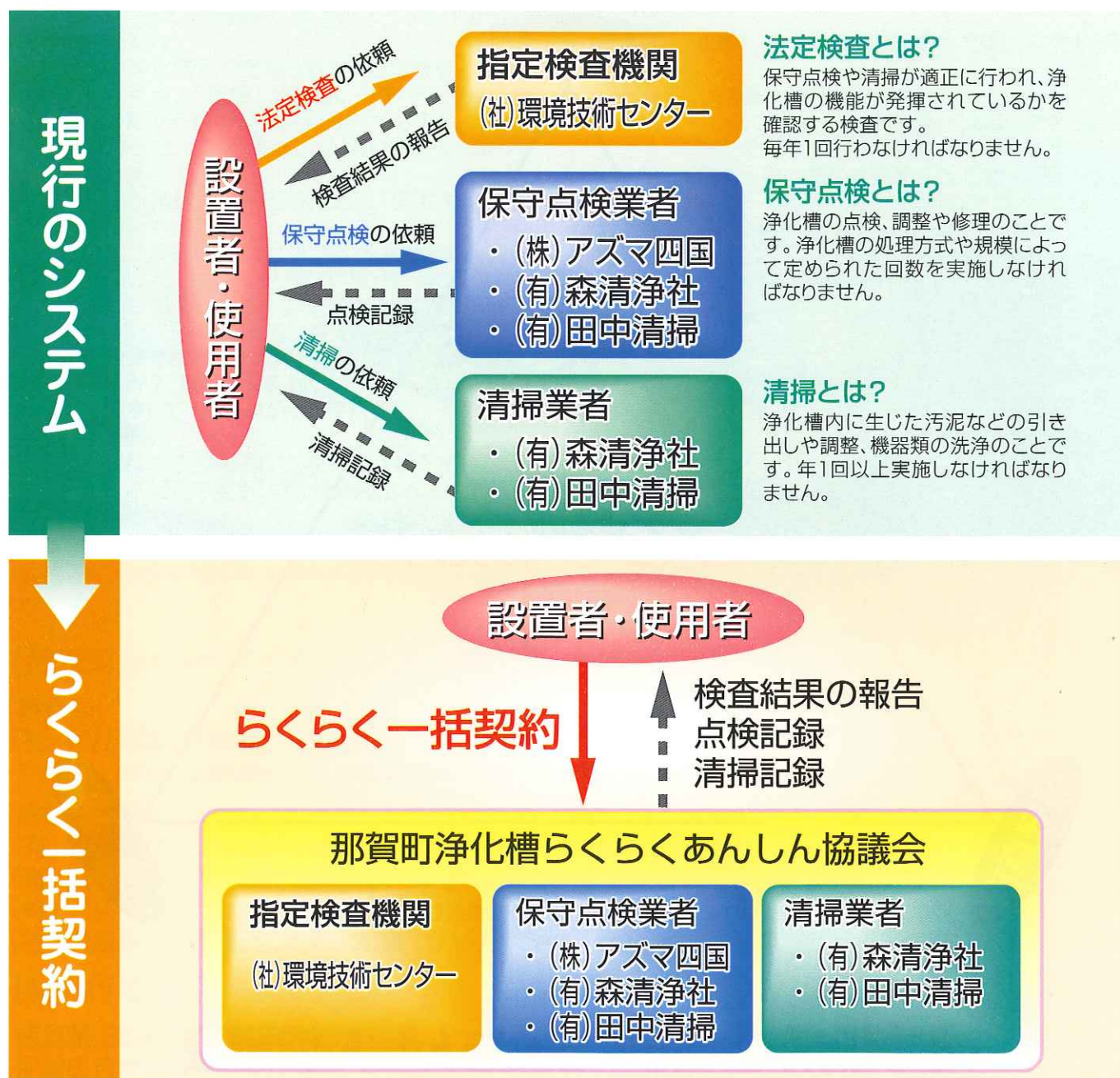
そのため、浄化槽法では設置者・使用者に浄化槽の保守点検・清掃・法定検査が義務づけられています。

那賀町では県のモデル事業として、平成22年4月から保守点検・清掃・法定検査の3つが一つになった「らくらく一括契約」がスタートします。これまで個々に契約していたわずらわしさを解消し、点検・清掃・法定検査が確実に実施されるので浄化槽のトラブルにも迅速に対応できるようになります。

★らくらく一括契約のメリット★

- ・保守点検・清掃・法定検査を一括して契約することで個々に契約するわずらわしさが無くなります。
- ・個別契約に比べて割安になります。
- ・口座振替により、委託料の支払い手続きが簡素化されます。
- ・清掃、保守点検が法律に従って正確・確実に行為、指定検査機関の法定検査によるチェックによって浄化槽の総合的な維持管理が自動的に行われます。
- ・清掃・保守点検・法定検査が連帯保証されていますので安心です。

注意：らくらく一括契約は浄化槽設置者全員に義務づけするものではありません。

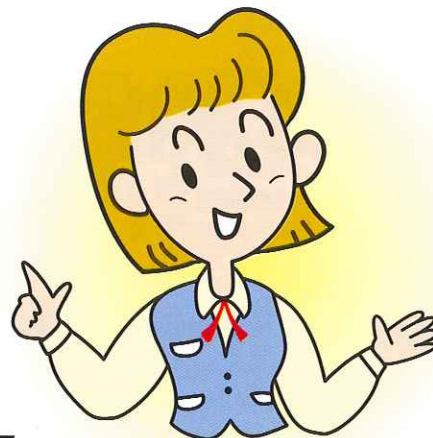


●らくらく一括契約料金表

合併浄化槽

(単位:円)

人 槽	清 掃	保守点検	法定検査	町助成金	合 計
5	31,920	14,963	5,000	2,000	49,883
6	34,913	14,962	5,000	2,000	52,875
7	36,908	14,963	5,000	2,000	54,871
8	40,898	15,960	5,000	2,000	59,858
10	54,863	16,957	5,000	2,000	74,820



単独腐敗槽・平面酸化床

(単位:円)

人 槽	清 掃	保守点検	法定検査	合 計
5	23,042	7,980	5,000	36,022
6	26,334	7,980	5,000	39,314
7	26,334	7,980	5,000	39,314
8	29,626	7,980	5,000	42,606
10	29,626	7,980	5,000	42,606

単独全曝気

(単位:円)

人 槽	清 掃	保守点検	法定検査	合 計
5	18,397	8,977	5,000	32,374
6	20,848	8,977	5,000	34,825
7	20,848	8,977	5,000	34,825
8	23,042	8,978	5,000	37,020
10	23,042	8,978	5,000	37,020

単独分離曝気・接触曝気

(単位:円)

人 槽	清 掃	保守点検	法定検査	合 計
5	21,945	8,978	5,000	35,923
6	25,237	8,977	5,000	39,214
7	25,237	8,977	5,000	39,214
8	29,626	8,977	5,000	43,603
10	29,629	8,974	5,000	43,603

※一覧表金額は一括で支払いした金額です。

6回の分割払いの場合は、630円加算されます。

※一覧表保守点検には、ブロワーの修理・殺虫剤費は含まれておりません。

※合併処理浄化槽が設置されているお宅で、法定検査・保守点検・清掃の3つを実施している場合、1基当たり2,000円が町から助成されます。

単独槽、汲み取り槽は対象外です。

《支払い方法》

料金の支払いは、次の支払い方法から選べます。

【一括払い】

口座振替依頼書によりご依頼いただいた口座から、ご指定月に年間委託料金を一括で振り替えます。

【分割払い】

年6回(2ヶ月に1回)口座振替依頼書によりご依頼いただいた口座から、年間委託料金を分割で振り替えます。

ただし、事務手数料として630円(105円×6回分)加算されます。

合併処理浄化槽 7人槽の場合

**3,779円
安くなります!!**

<個別契約の場合>

清掃料 保守点検料 法定検査 町補助金 合 計
 38,850円 + 16,800円 + 5,000円 - 2,000円 = 58,650円

※料金は参考料金として一部を記載しています。

<らくらく一括契約の場合>

清掃料 保守点検料 法定検査 町補助金 合 計
 36,908円 + 14,963円 + 5,000円 - 2,000円 = 54,871円

那賀町浄化槽らくらくあんしん協議会



Q1 「浄化槽らくらくあんしん協議会」ってどんな団体なの？

A1 これまで、「法定検査」・「保守点検」・「清掃」の3つをそれぞれ個別に契約し、別々に行われていましたが、平成22年4月より、これらをひとつにまとめた、一括契約方式を導入することになりました。この協議会は、その方式を那賀町全域に推進すると共に管理・運営していくための組織です。

Q2 らくらく一括契約にはどんなメリットがあるの？

A2 らくらく一括契約には次のようなメリットがあります。

- ①浄化槽法で定められた「法定検査」「保守点検」「清掃」が同時に契約でき個々に契約するわずらわしさが無くなります。
- ②らくらく一括契約により料金が割安になります。
- ③分割払い（年6回、2ヶ月に1回引落）ができます。
- ④法律で義務づけられている維持管理が確実に実施され、浄化槽に問題があった場合でも、協議会へ連絡一本で迅速に対応ができます。

Q3 今までどおり各業者と個別に契約したいのですが？（協議会と契約しないと、保守点検や清掃をしてもらえないのか？）

A3 これまでどおり個別の契約は可能です。ただし、一括契約の割引は受けられません。

Q4 法定検査・保守点検・清掃業者は選べないのか？

A4 法定検査については、県知事の指定した検査機関となりますので、徳島県では、社団法人徳島県環境技術センターが実施することになります。

保守点検業者については、県知事が許可した業者であれば委託できます。ただし、協議会の会員業者以外の場合は、らくらく一括契約はできません。

清掃については、町が許可した清掃業者であり、担当地区が決められているので、その地区の担当業者がお伺いすることになります。

Q5 家族が少ないので、料金を安くしてほしいのですが？

A5 浄化槽は、家族が少なく使用が少ないからといって、きれいな水が出るとは限りません。浄化槽使用者は、定期的な点検・清掃を行うことで浄化槽の機能維持を行い、また、実際に基準値以下の水質になっているか水質検査を行うことが義務づけられています。那賀町の水環境保全にご協力ください。



【那賀町浄化槽らくらくあんしん協議会】

【事務局】

(社) 徳島県環境技術センター支所

〒774-0011 阿南市領家町野神319 南部総合県民局阿南庁舎 TEL0884-22-2862

【協議会会員】

(有) 森清浄社 〒774-0021 阿南市津乃峰町西分358-2 TEL0884-27-1060

(有) 田中清掃 〒771-6327 那賀郡那賀町成瀬字忠ヶ谷口2-2 TEL0884-67-0248

(株) アズマ四国 〒779-1106 阿南市羽ノ浦町岩脇ヌクミ51-4 TEL0884-44-5638

(社) 徳島県環境技術センター本部 〒770-8001 徳島市津田海岸町2-33 TEL088-636-1234

【関係行政機関】

徳島県 環境整備課 ゴミゼロ推進室 〒770-8570 徳島市万代町1丁目 TEL088-621-2279

那賀町役場 環境課 〒771-5295 那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 TEL0884-62-1192